

## ① 制度の概要

東京を世界から資金・人材・情報が集まる国際金融都市として復活させるため、資産運用業者及びFintech企業を東京に誘致し、東京都内に拠点を設立した金融系外国企業に対し、その必要な経費の一部を補助する制度です。

国民の安定的な資産形成・既存金融システムに代わる資産供給の担い手となる資産運用業者及び革新的な金融サービスを提供するFintech企業の進出を促進し、東京の金融・経済を活性化させることができます。

## ② 支援内容

### □ 拠点設立補助

東京都内に拠点設立した金融系外国企業の日本法人等が対象

最大750万円

補助率：1/2

### □ 事業継続支援

2年度目・3年度目も継続して経費の一部を補助

年間上限750万円

補助率：1/2

### □ ライセンス取得支援

資産運用業者のライセンス取得に係る追加経費を補助

協会加入費対象

システム費用対象

## ③ 対象となる取組

- 専門家への相談等経費の支払い
- 有料職業紹介会社への人材採用経費
- オフィス入居時の初期費用
- 金融商品取引業等のライセンス登録取得
- 法務・税務等の専門的相談

## ④ 対象者

- 資産運用業者またはFintech企業の日本法人等
- 従業員1名以上の常時雇用
- 外国企業からの出資割合3分の1以上
- 法令遵守・税金滞納なし等の要件充足

## ⑤ 採択率向上のポイント

- 事前相談の実施：ビジネスコンシェルジュ東京への相談が必須
- 計画の具体性：拠点設立計画の詳細な準備と説明
- 東京経済貢献度：東京の金融活性化への貢献性を明示
- 資金調達計画：補助対象経費の明確な積算根拠

## ⑥ 戦略的分析

### 【業種別アプローチ戦略】

- 資産運用業者：有価証券運用拠点機能を重視
- Fintech企業：IT技術活用の革新性をアピール
- 東京の経済活性化への具体的貢献を明示

### 【事業継続戦略】

- 2か年度継続：設立後の事業継続義務
- 従業員雇用の安定性確保が重要
- 段階的な事業拡大計画の策定

## ⑦ 金融系外国企業の進出分野



資産運用業者：有価証券運用・営業販売拠点を中心

Fintech企業：革新的金融サービス・研究開発拠点

## ⑧ 対象経費の詳細

経費区分	対象となる費用
専門家相談	弁護士・税理士・社労士等への相談料
人材採用	有料職業紹介会社への手数料
オフィス初期	賃貸契約時の敷金・保証金等
ライセンス	金融商品取引業登録関連費用

## ⑨ 専門家活用のスメ

- 国際法務：外国法人の日本進出手続き支援
- 金融ライセンス：資産運用業登録の専門助言
- 税務戦略：国際税務・移転価格対応
- 人材確保：金融業界専門の採用支援

## ⑩ 必要書類とチェックポイント

提出書類	チェックポイント
交付申請書	<input type="checkbox"/> 事業計画の詳細記載必須 <input type="checkbox"/> 補助対象経費の積算根拠明示
法人登記簿謄本	<input type="checkbox"/> 東京都内での拠点設立確認 <input type="checkbox"/> 外国企業からの出資割合確認
事業概要書	<input type="checkbox"/> 資産運用またはFintech機能明示 <input type="checkbox"/> 東京経済活性化への貢献度説明
見積書・契約書	<input type="checkbox"/> 補助対象経費の詳細内訳 <input type="checkbox"/> 専門性と必要性の説明

## ⑪ 申請スケジュール

### ● 事前相談

ビジネスコンシェルジュ東京への相談後、東京都への事前相談を実施。  
計画確定前の相談が必須条件。

### ● 拠点設立

東京都内の日本法人設立または支店設置。  
登記・諸届出手続きにより総合的に判断。

### ● 交付申請

拠点設立後、同一年度内に申請。  
随時受付（年度末までに完了必要）

### ● 交付決定・実績報告

審査後の交付決定通知。  
事業完了後の実績報告書提出。

### ● 事業継続義務

設立年度終了後2か年度は事業継続が必要。

## ⑫ 問い合わせ

制度詳細	<a href="https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/pgs/gfct/nurturing-players/establishment-subsidy.html">https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/pgs/gfct/nurturing-players/establishment-subsidy.html</a>
ビジネスコンシェルジュ東京	<a href="https://www.investtokyo.metro.tokyo.lg.jp/jp/oursupports/bdc-tokyo/index.html">https://www.investtokyo.metro.tokyo.lg.jp/jp/oursupports/bdc-tokyo/index.html</a>
お問い合わせ	東京都庁 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 TEL : 03-5321-1111（代表）